

新潟市新型コロナウイルス感染症対策事業のご案内

制度内容が変更になる場合がありますので、

詳しくは新潟市ホームページ(QRコード参照)で最新情報をご確認ください。

問い合わせ先 新潟市経済部雇用政策課 電話:025-226-1642

★採用や定着で課題を抱える企業へ専門家を派遣しています

若手人材の採用や定着で課題を抱える市内中小企業の課題解決を支援するため、人材採用の専門家を無料で派遣しています。採用戦略から、母集団形成、採用面接、社員の定着まで、一気通貫で、伴走型の支援を行います。

特 徴

- 無 料** コンサルティング費用は無料
- 充実支援** 派遣回数は5回程度、アフターフォローあり
- 経験豊富** 経験豊富なコンサルタントが伴走
- 個別支援** 各社採用課題に合わせたご提案
- 一気通貫** 現状把握～課題発見～戦略構築～提案実行まで支援



申し込みはコチラ



支援例

- 採用戦略** 課題の洗い出し、採用計画の作成、採用コンセプトの構築
- 母集団形成** 有効な求人媒体の掲載、自社PRツール作成、有効な会社説明会の実施
- 採用面接** 面接手法の確立、構造化面接の設計、志望度の向上、辞退率の低減
- オンライン採用** オンライン採用ノウハウ・スキルの習得
- 人材定着** 職場環境の整備、入社後のフォロー、社員の定着率向上

★採用広報活動のオンライン化のための経費を補助します

新型コロナウイルス感染症の影響により、新規学卒者の採用広報活動に影響が生じた中小企業の就職情報サイト上での求人情報掲載や動画配信等にかかる経費を補助します。

1 対象となる事業所等の主な条件

市内に所在する中小企業等

2 対象経費

以下の(1)(2)のいずれにも該当する経費

(1)2023年または2022年春新規学卒者を対象として実施する次のいずれかの経費であること

- ・就職情報サイトでの求人情報掲載・動画配信にかかる経費
- ・ウェブ活用型合同企業説明会への出展料
- ・その他上記に関連した採用広報活動のオンライン化に要する経費で市長が認めるもの

(2)2023年春新規学卒者を対象とする場合は、

補助事業の着手日が令和3年4月1日以降であり、完了日が令和4年3月31日までであること

2022年春新規学卒者を対象とする場合は、

補助事業の完了日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までであること

3 補助額

- ・対象経費の2分の1(千円未満切捨て)
- ・1事業所あたり上限20万円



新規採用活動
支援事業補助金

裏面もご覧ください

★新型コロナウイルスの影響で離職した方を雇用した場合に奨励金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方等を雇用した際に奨励金を支給します。

1 奨励金の支給対象雇用者

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方
- (2)就職氷河期世代無業者等
- (3)2021年春卒新規学卒者で採用内定を取り消された方等



離職者等雇用
事業所奨励金

2 対象となる事業主 ※その他の要件あり

- (1)市内に本社、本店があること
- (2)雇用保険適用事業所であること
- (3)令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に雇用を開始し、かつ雇用保険に加入させること

3 奨励金の額

- 1人当たりの給与支払実績に応じて上限30万円(人数の上限10人)

★雇用調整助成金の申請にかかる手数料を補助します

雇用調整助成金等の申請を社会保険労務士等に依頼した際の手数料の一部を補助します。

1 対象となる事業主

- 以下の(1)(2)のいずれにも該当する事業主
- (1)市内に所在する中小企業の事業主
 - (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主



雇用調整助成金
利用促進事業

2 対象経費

事業主が雇用調整助成金等の申請(計画届の作成等含む)を社会保険労務士または弁護士に依頼した際にかかる手数料

3 補助額

- ・対象経費の10分の10(千円未満切捨て)
 - ・1事業所あたり上限10万円(令和2年度の本事業支給済額含む)
- ※市への申請は1事業所あたり上限額の範囲内で2回まで

★社員のスキルアップのための経費を補助します

事業主が社員のスキルアップに取り組む際の経費を補助します。

1 対象となる事業主

- 以下の(1)(2)のいずれにも該当する事業主
- (1)市内に所在する中小企業の事業主
 - (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主等

2 対象経費

事業主が支払った社員のスキルアップにかかる経費のうち、講師謝礼、教材代、会場借り上げ代、受講料、e-ラーニング費用等(消費税抜き) ※物品購入費や印刷製本代、交通費は対象外

3 補助額

- ・対象経費の10分の10(千円未満切捨て)
- ・1事業所あたり上限20万円



社員スキルアップ
応援事業